

奈良県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事 西川 博之 北葛城郡広陵町大字大塚六二九

〃 坂野 元哉 〃 四〇二一

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事 後藤 幸宏 北葛城郡広陵町大字大塚七四〇

〃 吉川 正則 〃 四六四